平成２４年（フ）第７７６号
埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘３丁目15番５号
債務者　中村　祐子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７８５号
埼玉県入間市大字扇町屋1226番地２　県住向原５―502
債務者　後藤　由香（旧姓藤森）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０２号
千葉県東金市家徳752番地８
債務者　大野　義和
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２０３号
千葉県東金市家徳752番地８
債務者　大野美代子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３１３号
愛知県岡崎市鹿勝川町字善光２番地８
債務者　大森　千絵（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９３号
愛知県岡崎市若松町字向山52番地２、前住所愛知県岡崎市羽根町字大池29番地１　ハミング大池102
債務者　平本　　新
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
北海道標津郡中標津町東12条北９丁目１番地３
債務者　西本　勝枝
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第１３２号
栃木県佐野市免鳥町567番地
債務者　中村百合子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１０３８号
東京都府中市清水が丘３丁目20番地の１ローズマリビル210
債務者　知念　宗善
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１８０号
東京都町田市下小山田町2737番地24
債務者　五十嵐美香
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５５５号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平２番３―204号
債務者　石川　翔太
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６２号
静岡市清水区天王南６番25号
債務者　サイキ　ジョルジェケイチ（佐伯ケイチ）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６３号
静岡市清水区天王南６番25号
債務者　サイキ幸代
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０５９号
東京都日野市平山５丁目48番地の15
債務者　簇野　千恵
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４６２６号
東京都昭島市緑町３丁目４―３―202
債務者　石田　　晃
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７３１号
東京都立川市若葉町４丁目25―１　若葉町団地29棟309
債務者　神戸　　豊
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部